平成２５年（フ）第１００号
愛知県一宮市花池４丁目19番２―311号　県営花池住宅
債務者　鈴木　清子
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第３号
鹿児島県出水市文化町99番地、前住所鹿児島県伊佐市大口目丸619番地５
債務者　山上　康弘
1　決定年月日時　平成25年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第１２号
鹿児島県出水市中央町1561番地　センターハイツ102号、前住所鹿児島県出水市上鯖渕1008番地14
債務者　西島　治雄
1　決定年月日時　平成25年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第１５号
鹿児島県薩摩川内市入来町浦之名8171番地、前住所鹿児島県薩摩川内市入来町浦之名843番地
債務者　田島　博文
1　決定年月日時　平成25年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第３４号
北海道登別市若草町５丁目９番地５
債務者　水上　竹男
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第１３８号
神奈川県厚木市上荻野245番地１　森屋ビル205
債務者　早坂　貞二
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１３９号
神奈川県厚木市上荻野245番地１　森屋ビル205
債務者　早坂　歩美
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１４１号
神奈川県足柄下郡箱根町宮城野1345番地の６カインドネス宮城野、前住所神奈川県平塚市幸町32番２号　ＮＳハイツＡ101号
債務者　阿部　　豊
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１９号
岐阜県多治見市小名田町西ケ洞１―648　サニーサイドホスピタル内、住民票上の住所岐阜県多治見市旭ケ丘10丁目２番地の40　市営住宅７棟15号
債務者　田嶋　道夫
1　決定年月日時　平成25年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第４７号
静岡県富士市今泉2478番地　ヒルトップ富士Ｂ―101号
債務者　鈴木　智子
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第２５３号
京都府長岡京市開田４丁目17番28号　セピアコートⅡ103
債務者　根笈　一樹
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１号
大分県玖珠郡玖珠町大字山浦1280番地
債務者　川津　拓也
1　決定年月日時　平成25年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２５年（フ）第２５号
山口県宇部市大字東岐波4939番地４
債務者　杉谷　由昭
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第２６号
山口県宇部市大字東岐波4939番地４
債務者　杉谷　君江
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第４２号
北海道苫小牧市新中野町３丁目７番６―101号
債務者　鈴木　秀子
1　決定年月日時　平成25年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第９３号
仙台市宮城野区鶴ケ谷東３丁目12番24号
債務者　高田　大祐
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１３２号
仙台市宮城野区安養寺１丁目12番５号
債務者　森　　邦江（旧姓塚本）
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係